

令和 2 年 6 月 26 日  
(メール送信)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

令和 2 年度厚生労働省第二次補正予算について (情報提供)

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 1 2 日に標記第二次補正予算につきまして国会にて成立したところでございますが、歯科に関する内容につきましては、厚生労働省と意見交換を行った結果、概ね以下のとおりと予想されますので、取り急ぎ、情報提供としてお知らせいたします。

※慰労金交付事業及び感染拡大防止等の支援については、国が 10/10 負担となります。

#### ○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

1 歯科診療所に勤務する患者と接する医療従事者<sup>※1</sup> 1 名につき 5 万円支給  
(当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者 1 例目発生日又は受入日のいずれか早い日<sup>※2</sup> から 6 月 30 日までの間に延べ 10 日間以上出勤したものの、勤務形態は問わない)

※1：歯科医師、歯科衛生士以外に、事務職員や歯科業務の補助を行う者で、患者と接する業務に従事する者が対象となる。歯科技工士については、歯科診療所に勤務し、患者と接する業務に従事する場合は可。(歯科技工所に勤務する歯科技工士は対象とならない。)

※2：第 1 例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第 1 例目発生がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日とする。

## ○医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に  
必要な物品等の購入や設備の整備等について、最大 100 万円の実費補助

(対象となる物品等の例)

- ・マスク、グローブ、エプロン、ゴーグル、フェイスシールド、感染防護衣等の  
衛生用品の購入
- ・消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー等の購入
- ・ビニールカーテン、アクリル板、パーテーション、ロールカーテン、ブライン  
ド等の感染防止対策に必要な動線の確保やレイアウト変更等に必要な設備
- ・空気清浄機、換気扇等（工事費用、設置費用含む）
- ・滅菌器、口腔外バキューム
- ・エアコンのクリーニング
- ・タービン等の歯科用ハンドピース
- ・検温等（非接触型）を含む機器
- ・ラバーダム、口腔内バキューム等
- ・医療廃棄物や清掃費用（外部委託費）
- ・白衣、スリッパ等

※これらの例以外にも、感染拡大防止に取り組みつつ、診療を継続するうえで  
必要なものは含まれる。但し人的労力に対する対価は含まれない。

## ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う実習病院等負担軽減のための看護師 養成施設等における実習補完事業

- ・シュミレーターを養成校 4 校に 1 台の割合で各都道府県に最低 1 台支援する。
- ・シミュレーターは移動可能なものが想定される。